

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年8月26日から57年4月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を57年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年3月17日から同年12月31日まで
② 昭和51年10月1日から同年11月26日まで
③ 昭和51年11月26日から52年12月1日まで
④ 昭和52年12月1日から56年8月26日まで
⑤ 昭和56年8月26日から57年4月1日まで
⑥ 昭和57年4月1日から58年4月21日まで

私は、前の職場の同僚とB社にC職として入社した。申立期間①における私の給与は月額30万円であったと記憶しているが、標準報酬月額は給与に比べて低額となっているため、記録を訂正してほしい。

また、私は、昭和51年の春頃から63年の4月25日までA社（当初は、E社）のD地区事務所にC職として継続して勤務していたが、申立期間③及び⑤の厚生年金保険被保険者記録が無いことになっているのは納得できないので当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、A社に在職中の私の給与は30万円だったと記憶しているので、申立期間②、④及び⑥の標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、雇用保険の記録、申立人から提出されたA社から

受けた勤続 10 年の表彰状及び当該期間に同社に在籍していた申立人の部下の証言により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 57 年 4 月 1 日に同社から関連会社の F 社へ移籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 56 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から 26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、在職中の給与は一貫して 30 万円であったと主張しているが、当該期間の厚生年金保険標準報酬月額等級の上限の標準報酬月額が 20 万円である上、B 社の事業主は、当時の資料は無いが自身と同じ標準報酬月額であることは考えられないと回答しており、事業主から申立人と給与の額が同等であると思われる従業員として名前の挙がった同僚の標準報酬月額は、申立人と同じ 15 万円であることが確認できる。

また、申立人から名前の挙がった、申立人と一緒に同じ会社から B 社に入社したとする同僚は、入社時の標準報酬月額が申立人より低い等級の額であることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、E 社には月額 30 万円の給与で契約して入社したと主張しているところ、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録では資格取得時の標準報酬月額は 9 万 8,000 円と記録されている。

これについて、当該期間に E 社で厚生年金保険被保険者資格を取得している被保険者の標準報酬月額を検証したところ、同社の役員を除く従業員の資格取得時の標準報酬月額は、8 万 6,000 円から 11 万円であり、申立人の標準報酬月額が同社従業員の資格取得時の標準報酬月額の水準からみて低額であったという事実は確認できない。

申立期間③について、E 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の記録は、昭和 51 年 11 月 26 日喪失となっており、オンライン記録どおりの記載であることが確認できる上、被保険者証交付記録欄には健康保険被保険者証を返付したことが記載されている。

また、雇用保険の記録において、申立人は昭和 51 年 11 月 25 日に離職し、離職票が交付されていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は、当時の資料が無く申立人の雇用形態は不明であるが、雇用の形態を取らないで働く C 職もいたため、申立人の場合もその可能性がある旨を回答している。

申立期間④について、申立人は、A 社に入社後、給与は一貫して 30 万円だったと主張しているところ、同社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、資格取得時の昭和 52 年 12 月 1 日は 9 万 8,000 円だった標準報酬月額等級が徐々に上がり、56 年 4 月 1 日には 26 万円となっており、オンライン記録と一致していることから、記録に不自然さはみられない。

また、申立人の標準報酬月額について、A 社で申立人と同質性の高い同僚と申立人の標準報酬月額を比較したところ、申立人は、資格取得当初は先に入社していた同僚より申立人の方が低額であったが、昭和 55 年 8 月からは同僚の標準報酬月額を上回って代表取締役、取締役に次ぐ水準となっていることが確認できることから、同社において申立人の標準報酬月額が同僚及び他の従業員に比べ低額であったという事実は確認できない。

申立期間⑥について、申立人は、A 社の都合により同社から F 社に厚生年金保険の記録が移ったが、A 社とは 30 万円の給与で契約していたため、F 社においても給与は 30 万円だったと主張しているところ、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、標準報酬月額は 26 万円と記録されており、これは当時の F 社における被保険者の中では事業主と同じ額であることが確認できる。

また、申立人及び同僚の供述から、A 社と F 社は関連会社であり一時的に所属が変更になったが仕事内容等に変更は無かったと推認できるところ、当該期間前後の申立人の A 社における標準報酬月額は F 社と同額の 26 万円と記録されていることから、当該期間の標準報酬月額においても同額であったことがうかがえる上、当時、申立人の標準報酬月額が事業主の額を超えて 30 万円だったとする事実は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、F 社は昭和 58 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間の賃金台帳等は確認できない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺資料は見当たらない。

加えて、申立期間①、②、④及び⑥について、申立人は、給与明細書等を保管しておらず、申立人の当該期間における給与の額及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、当該期間において申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③について、申立人の当該期間における雇用形態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月9日から20年2月25日までの期間及び同年8月29日から21年6月20日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ、申立人は申立期間のうち、20年2月25日から同年8月29日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年10月9日に、資格喪失日に係る記録を21年6月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和19年10月から20年1月までの期間及び同年8月から21年5月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和21年6月20日から22年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を21年6月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年6月及び同年7月は60円、同年8月から22年4月までは150円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、昭和26年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 昭和19年4月27日から同年10月9日まで
② 昭和19年10月9日から20年2月25日まで
③ 昭和20年2月25日から同年11月18日まで
④ 昭和20年11月18日から21年6月20日まで
⑤ 昭和21年6月20日から22年5月1日まで
⑥ 昭和26年3月31日から同年4月1日まで

夫は、昭和17年4月1日から60年3月31日まで一貫してA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、22年5月1日に資格を取得したことになっており、それ以前の勤務期間に対応した被保険者記録が無い。また、同社C支店から同社D支店に転勤した際の26年3月31日から同年4月1日までの被保険者記録が無い。同社に勤務していたのは事実であるので、被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している退職証明書、A社が保管している申立人の人事履歴を記載した社員名簿及び事業主の回答から、申立人が申立期間①から⑥までにおいて同社に在籍していたことが認められる。

申立期間②について、上記の社員名簿から判断すると、申立人がA社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、A社B出張所は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、事業主提供の社内月報によると、同社B出張所は本店管轄であったことが確認できる。

さらに、事業主は、厚生年金保険料の控除を開始した昭和19年10月1日以降、職員として国内勤務している者からは厚生年金保険料を控除していた旨の回答（以下「保険料控除に関する回答」という。）をしているところ、前記の社員名簿によると、申立人は17年4月1日に「雇員」、18年3月31日に「職員」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同世代の同僚の記録から、60円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、昭和20年2月25日から同年8月29日までの期間について、上記の社員名簿によると「入営」と記載されているところ、厚生労働省社会・援護局の資料から、申立人が同年2月25日に陸軍に召集

され、同年 8 月 29 日に召集解除されたことが確認できる。

当時、旧厚生年金保険法第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間③のうち昭和 20 年 2 月 25 日から同年 8 月 29 日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間③のうち、昭和 20 年 8 月 29 日から同年 11 月 18 日までの期間について、上記の退職証明書から、A 社に継続して職員として在籍していたことが確認でき、「保険料控除に関する回答」から、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、A 社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同世代の同僚の記録から 60 円とすることが妥当である。

申立期間④について、上記の退職証明書及び社員名簿から申立人は A 社本社に勤務しており、上記の「保険料控除に関する回答」から、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、A 社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同世代の同僚の記録から、60 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、昭和 19 年 10 月から 20 年 1 月までの期間及び同年 8 月から 21 年 5 月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、A 社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤について、上記の退職証明書、社員名簿及び「保険料控除に関する回答」から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和21年6月20日に同社本社から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、A社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同世代の同僚の記録から、昭和21年6月及び同年7月は60円、同年8月から22年4月までは150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑥について、上記の退職証明書、社員名簿及び「保険料控除に関する回答」から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和26年3月31日に同社C支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑥の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和26年4月の社会保険事務所の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間⑥の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A社から提出された社員名簿では、申立人は、同社E事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①のうち、昭和19年4月27日から同年6月1日までの期間について、オンライン記録ではA社E事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社は当該事業所が本社管轄であったか否かは

不明であるとしている上、同社本社も厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間について、A社の事業主は、同社が厚生年金保険料の控除を開始したのは、19年10月1日以降であると回答している。

さらに、昭和19年10月1日から同年10月9日までの期間について、オンライン記録では、A社E事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、同社は同社E事業所が本社管轄であったか否かは不明であるとしている。

加えて、申立人は既に死亡しているため、同僚の名前が判明せず、厚生年金保険料控除等について聴取することができない上、保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年9月5日から4年2月29日までの期間について、A社の事業主は、申立人が3年9月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、4年2月29日に同資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成4年2月29日から同年5月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月5日から4年2月29日まで
② 平成4年2月29日から同年5月1日まで

私は、平成元年5月から勤務していたB社で、E業務をしていたが、閉鎖により、3年9月5日に親会社であるA社に異動し、事業部の管理職として勤務していた。事業部の解散により、関連会社のC社に管理職として異動した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の雇用保険の記録、同僚から提出された給与明細書並びに同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、A社に勤務していたことが認められる。

申立期間①について、オンライン記録では、当初、申立人はA社において平成3年9月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、同社は4年2月28日（その後、7年11月1日に訂正）に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされ、その翌日（4年2月29日）付けで、申立人の被保険者資格が取り消されているほか、約110名の被保険者についてもそれぞれの資格取得日が遡って取り消されていることが確認できる。

また、当該訂正処理前の記録から、平成4年2月29日において、A社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められることから、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、かかる処理を行う合理的理由は無く、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格取得日は、事業主が当初届け出た3年9月5日、資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった4年2月29日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成3年9月の遡及訂正処理前の記録から、38万円とすることが妥当である。

申立期間②について、上述のとおり、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる上、同僚から提出された当該期間に係る給与明細書において、同社から支給されている給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正前の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年10月8日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月8日から16年8月1日まで
② 平成16年8月1日から同年11月1日まで

私は、平成14年10月8日から16年10月31日までの期間、A社にE職として継続して勤務していたが、年金記録を見ると、14年10月から16年7月までの標準報酬月額が41万円となっている。実際には、最高等級の標準報酬月額62万円に相当する報酬で雇用契約を結んでいた。当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

また、平成16年8月1日から同年11月1日までの期間については、A社に係る年金の記録が無いため、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。なお、当該期間も、最高等級の標準報酬月額62万円に相当する報酬で勤務をしていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち平成14年10月8日から15年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、14年10月から15年3月までの標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録では、平成15年4月11日付けで、申立人の資格取得時の標準報酬月額が遡及して引き下げられ、41万円に記録が訂正されているところ、同僚19名についても、訂正処理日は申立人と異なるものの、資格取得時の標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、B県のC年金事務所から提出された不納欠損処理綴りの写しから、

A社には、厚生年金保険料等（平成14年8月から16年7月まで）の滞納があり、19年1月30日に不納欠損処理がなされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成15年4月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の14年10月から15年8月までの標準報酬月額は、当初事業主が社会保険事務所に届け出た62万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、平成15年9月から16年7月までの標準報酬月額については、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）で41万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、当該期間について、給与の支払がなかった月が大部分であり、支払のあった月も給与の一部のみであったとしている上、給与明細書等を所持しておらず、報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人が所持する未払賃金立替払の確認通知書（控）から、申立人は、平成16年5月から同年11月までの賃金について、D労働基準監督署から未払賃金立替払の認定を受けていることから、厚生年金保険料の控除はなかったと考えられる。

加えて、商業登記簿謄本から、A社の代表取締役へ照会文書を送付するも、回答を得ることができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、平成14年10月8日から16年10月31日までとなっていることから、申立人が当該期間において、同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、A社は、平成16年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は適用事業所でないことが確認できる。

また、前記の未払賃金立替払の確認通知書（控）から、申立人は、申立期間②について未払賃金立替払の認定を受けており、実際に未払賃金の立替払を行っている労働者健康福祉機構の事務員は、「未払賃金の立替払が行われた場合、社会保険料は、本人が手続きし、納付することとなる。」としているところ、申立人は、「申立期間②当時は通院しており、A社の健康保険がなくなった際、途切れること無く国民健康保険の加入手続きをし

た。」と述べている。

さらに、申立人は、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和44年8月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年9月11日に同資格を喪失した旨の届出を、B社の事業主は、申立人が同年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年7月1日に同資格を喪失した旨の届出をそれぞれ社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月から45年8月までは、2万2,000円、同年11月から46年3月までは2万8,000円、同年4月から同年6月までは3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月3日から45年9月11日まで
② 昭和45年11月1日から46年7月1日まで

私は、昭和44年8月3日から45年9月10日まではA社に、同年11月1日から46年6月30日まではB社に勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が2日相違している者が、昭和44年8月3日に被保険者資格を取得し、45年9月11日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は「親から上記の被保険者の生年月日が自身の生年月日であると言われており、昭和51年11月に結婚するまで年金の加入手続も上記の生年月日で行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、事業

主は、申立人が昭和 44 年 8 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、45 年 9 月 11 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から 2 万 2,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が 2 日相違している者が、昭和 45 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、46 年 7 月 1 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、同僚の 3 名は、期間は特定できないものの、申立人が B 社に勤務していたことを記憶している上、当該同僚の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 45 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46 年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から昭和 45 年 11 月から 46 年 3 月までは 2 万 8,000 円、同年 4 月から同年 6 月までは 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成20年9月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間において、申立人は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成19年4月1日から20年8月31日までA社に勤務していたが、同年8月31日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

雇用保険の記録及び申立人から提出された預金通帳の写しにより、申立

人は平成 20 年 8 月 31 日まで A 社に継続して勤務し、申立期間の標準報酬月額の基本となる同年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人には標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の資格喪失日は、平成 20 年 9 月 1 日であると認められ、申立期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和42年4月1日から同年5月2日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和42年7月31日から43年6月21日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年6月21日であると認められることから、申立人の当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年7月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から43年5月までは4万5,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和44年5月1日から同年7月12日までの期間について、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年7月12日であると認められることから、申立人の当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月1日から同年5月2日まで
② 昭和42年7月31日から43年10月1日まで
③ 昭和44年5月1日から同年9月1日まで

私は、昭和41年にD事業を行っていたA社に入社し、44年8月31日にC社を退職するまで継続して勤務していた。途中、A社の会社名が、B社やC社に変更となったが、実質的な経営者は同一人物であった。私

は同じ人物の下で一貫して営業責任者として勤務しており、毎月の給与から厚生年金保険料も控除されていた。しかし、申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「社名の変更はあったものの、入社した昭和41年から退職した44年まで、一貫して同じ人物の下で勤務していた。私が異動や転勤をしたわけではない。」旨供述しているところ、C社の事業主がA社の事業主であったとして名前を挙げた者は、B社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている事業主名とも一致すること、及び申立人の記憶する勤務していた期間に起こった世の中の出来事が当時の時事記録と一致していることから判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務し（昭和42年5月2日にA社からB社に転籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、既にA社は事業を廃止し、事業主に確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、昭和42年7月31日から43年6月21日までの期間について、申立人のB社における従業員や業務内容についての供述と当該期間において同社に勤務したとする同僚の供述内容と一致していることから、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格喪失日は昭和42年7月31日と記録されているが、当該資格喪失の処理は、同社が適用事業所でなくなった日である同年7月31日の後の43年6月21日に行われている上、同日付けで42年10月の算定記録が取り消されていることが確認できる。また、同社の事業主を含む他の従業員全員についても申立人と同様の処理が行われていることが上記の被保険者名簿から確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理

的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る資格喪失日は、当該喪失処理日である昭和 43 年 6 月 21 日とすることが必要であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の B 社における申立人の記録から、昭和 42 年 7 月から同年 9 月までは 4 万 2,000 円、同年 10 月から 43 年 5 月までは 4 万 5,000 円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、昭和 44 年 5 月 1 日から同年 7 月 12 日までの期間について、申立人は、「父の知人が経営する E 社で D 事業を行うこととなったため来てほしいと言われ、C 社の同僚数名と共に E 社に転職したが、同社での事業の準備ができるまでは C 社に勤務していた。」と供述しているところ、C 社に勤務していた同僚は、「申立人が C 社を辞めて、同僚数名と一緒に E 社で D 事業を始めると言っていたことを覚えている。」旨を述べており、これは申立人の供述と一致していることから、申立人が申立期間③において C 社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、C 社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格喪失日は昭和 44 年 5 月 1 日と記録されているが、当該資格喪失の処理は、同社が適用事業所でなくなった日である同年 6 月 30 日の後の同年 7 月 12 日に行われている上、申立人を除く 14 名全員についても、それぞれ資格喪失日は異なるものの同様の処理が行われていることが確認できる。

また、C 社の同僚は、「C 社は、給与の遅配もあったために退職することにした。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該期間に係る資格喪失日は、当該喪失処理日である昭和 44 年 7 月 12 日とすることが必要であると認められる。

なお、昭和 44 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額については、当該喪失処理前の C 社における申立人の記録から、6 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和 43 年 6 月 21 日から同年 10 月 1 日までの期間については、上記の申立人と同様に B 社が適用事業所でなくなった日である 42 年 7 月 31 日の後の 43 年 6 月 21 日に資格喪失の処理がなされた申立人を除く 15 名のうち、所在が確認できた 2 名に照会したが、回答が得られなかったことから、当該資格喪失の処理日である同年 6 月 21 日以降に係る申立人の保険料控除に係る証言が得られない。

また、商業登記簿謄本から確認できた B 社の代表取締役の文書照会したが、未送達で返戻され、当時の状況について確認できない。

また、申立期間③のうち、昭和 44 年 7 月 12 日から同年 9 月 1 日までの

期間については、申立人と同様にC社が適用事業所でなくなった日である同年6月30日の後の同年7月12日に資格喪失の処理をされた申立人を除く14名のうち、所在が確認できた7名に対して照会をし、3名から回答があったものの、当該資格喪失の処理日である同年7月12日以降に係る保険料控除に係る証言が得られない。

さらに、C社に係る事業所別被保険者名簿の事業主欄に氏名が記載されていた者に対して照会したところ、同氏は、「C社という会社名は聞いたことも無いが、夫がA社の社長と知り合いであったので、同社の社長のことは知っている。私は同社の社長の会社では一切働いたことが無いので、名前だけを使われていたのだと思う。」旨の回答であり、当時の状況について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②のうち昭和43年6月21日から同年10月1日までの期間及び申立期間③のうち44年7月12日から同年9月1日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 5 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 55 年 6 月 18 日から同年 7 月 11 日まで

私は、申立期間①は A 社に、申立期間②は B 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格取得日が、申立期間①は昭和 50 年 8 月 1 日に、申立期間②は 55 年 7 月 11 日となっており、申立期間が厚生年金保険に加入していないことになっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録から、申立人が A 社に勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、「入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。」と供述している。

さらに、上記の複数の同僚について、雇用保険の記録及びオンライン記録からそれぞれの資格取得日を調査したところ、いずれも一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社はその所在地を管轄する法務局において法人登記の記録が確認できないことから連絡先が不明であり、このほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、B社から提出された社員記録から、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の社会保険に係る資料は既に無く、理由は不明であるが、当時、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は、必ずしも一致していなかったようである。」と回答している。

また、複数の同僚が、「入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は1か月相違しており、この被保険者となっていない期間は、試用期間又はパート期間であった。」と供述しているところ、当該同僚のうち1名が、「最初の1か月は試用期間であり、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、B社は当時の給与関係書類等に係る資料を保管しておらず、申立人も、当時の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成元年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和63年4月1日にB社に入社し、平成元年5月1日に同社のグループ会社であるA社に異動した。その後も転勤はあったが、継続して現在まで勤務している。

申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された在籍証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社のグループ会社に継続して勤務し（平成元年5月1日に、B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、厚生年金保険の記録における申立人のA社に係る資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が平成元年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和41年10月1日から42年1月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は、40年4月1日に同社に入社し、47年6月30日に同社を退職した。同社C事業所には40年10月1日から41年12月31日まで勤務しており、42年1月1日に同社D事業所に転勤している。同社で継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録に欠落期間があるのはおかしい。申立期間に同社C事業所で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた昭和47年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、退職金明細書兼計算書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は昭和42年1月1日にA社C事業所から同社D事業所に異動したと供述していることから、同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所にお

ける昭和 41 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年8月1日から同年11月1日までの期間について事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月5日から42年2月26日まで
② 昭和44年8月1日から同年11月1日まで

私は、A社に昭和41年1月5日から勤務しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が42年2月26日となっている。

また、昭和44年8月1日から同年11月1日までのについては、標準報酬月額が実際の給与額よりも低くなっている。確認して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A社が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員標準給与改定通知書により、事業主が、昭和44年8月から申立人の標準報酬月額を4万5,000円から6万円へ改定する届出書をB基金に提出し、同年8月26日に同基金が受理したことが確認できる。

また、上記通知書は複写式であることがうかがえる。

さらに、B基金から提出された申立人に係る基本異動記録から、昭和44年8月1日の標準給与は6万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を6万円とする届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

申立期間①について、A社が保管する昭和41年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、総支給金額が1月から記載されていること、及び複数の同僚の証言から、申立人は、当該期間に同社に勤務していたこと

が認められる。

しかし、上記所得税源泉徴収簿の年末調整欄の社会保険料控除額は0円と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、共に昭和42年2月26日と記載されている上、B基金の厚生年金基金加入員資格取得年月日は、同年2月26日と記録されており、これらの取得年月日はオンライン記録と一致している。

さらに、申立期間①に記録のある同僚は、「試用期間か手続の関係か理由は不明だが、入社してから半年程度は厚生年金保険被保険者ではなかった。」と述べている。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和23年4月から同年7月までは600円、同年8月から24年2月までは3,600円、同年3月及び同年4月は5,100円、同年5月から25年11月までは6,000円、同年12月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年11月までは1万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月10日から30年12月1日まで
私は、昭和23年にA社に入社し30年11月30日まで勤務していたが、この期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与から厚生年金保険料は控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と姓が同じで名前が一字異なり、生年月日の同じ者が、昭和23年4月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、30年12月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認できる。

また、B社が保管する社員名簿及び被保険者資格喪失届から、申立人が申立期間において同社に正社員として勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

さらに同僚は「申立人のことを記憶している。当時、申立人と同姓の従業員は他にいなかった。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和23年4月10日に厚生年金保険被保険者の資

格を取得し、30年12月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和23年4月から同年7月までは600円、同年8月から24年2月までは3,600円、同年3月及び同年4月は5,100円、同年5月から25年11月までは6,000円、同年12月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年11月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和29年10月1日から30年10月17日までの期間について、事業主は、申立人が29年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年10月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B支店における同資格の取得日に係る記録を29年10月1日に、同資格の喪失日に係る記録を30年10月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和29年9月1日から同年10月1日までの期間及び30年10月17日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における上記訂正後の資格取得日に係る記録を29年9月1日に、上記訂正後の資格喪失日に係る記録を30年11月1日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から30年11月1日まで
父が、A社に勤務していた期間のうち、転勤によりB県C地区に勤務していた昭和29年9月1日から30年11月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和29年10月1日から30年10月17日までの期間

について、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一年金番号であるが、生年月日の日付が相違している者が、昭和29年10月1日に資格を取得し、30年10月17日に資格を喪失していることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人は29年10月1日から30年10月17日までの期間において、同社B支店の厚生年金保険被保険者であった旨の記録が確認できることから判断すると、事業主は、申立人が29年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、30年10月17日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和29年9月1日から同年10月1日までの期間及び30年10月17日から同年11月1日までの期間について、A社が提出した申立人の在籍証明書、健康保険組合の被保険者記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は当該期間に同社に継続して勤務し（29年9月1日に同社から同社B支店に異動し、31年11月1日に同社に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳における昭和29年10月及び30年9月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月1日から37年3月20日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を36年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月20日から37年3月20日まで
② 昭和40年1月27日から同年2月1日まで

私は、中学校を卒業後、昭和36年3月20日から40年1月末まで、A社で正社員として勤務していた。同社を退社後すぐにB事業所へ転職している。しかし、ねんきん特別便ではA社での厚生年金保険の記録が37年3月20日から40年1月27日までとなっている。中学校を卒業したのが36年3月なので、同社での厚生年金保険の資格取得日が1年も遅れているのは納得できない。また、B事業所へ転職する直前まで働いていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年4月1日から37年3月20日までの期間について、複数の同僚の証言及び転職後の事業所保管の勤務記録表から、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が一緒に入社したとして名を挙げた同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年4月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は一緒に入社したのは複数であったと証言しているところ

る、上記被保険者名簿において、上記同僚を含む3名の中学校新規卒業者が昭和36年4月1日に同社において被保険者資格を取得していること、及び申立人が同じ中学校を卒業し、同社に1年前に入社したと記憶する先輩職員は、35年4月1日に同社において被保険者資格を取得していることを勘案すると、同社では、新卒の者については採用した年の4月1日に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和36年4月1日から37年3月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記同僚の昭和36年4月の資格取得時の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和36年3月20日から同年4月1日までの期間及び申立期間②について、上記同僚からも申立人が当該期間にA社に勤務していたことをうかがえる証言は得られない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主及び申立人が記憶する上司も既に死亡していることから、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の標準報酬月額を平成15年9月から同年12月までは19万円、16年1月から同年7月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月1日から16年8月26日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年9月から16年7月までの標準報酬月額が14万2,000円となっているが、17万円から20万円相当の月給（総支給額）であったと記憶しており、現在の厚生年金保険の記録より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の平成16年7月の給与明細書並びに15年分及び16年分の源泉徴収票から、申立人が申立期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（14万2,000円）を超える標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の資料及び銀行の預金通帳から、申立人がオンライン記録により確認できる標準報酬月額（14万2,000円）を超える報酬月額の支払を受けていることが確認できるところ、当該報酬月額に相当する標準報酬月額は15年9月から同年12月までは19万円、16年1月から同年7月までは18万円であると認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、15年9月から同年12月までは19万円、16年1月から同年7月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年9月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、18年9月から19年7月までは24万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成18年12月28日、19年7月31日、同年12月28日及び20年7月31日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月28日及び19年7月31日は18万5,000円、同年12月28日は21万円、20年7月31日は18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は平成20年12月29日に係る標準賞与額（21万5,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を21万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年9月1日まで
② 平成18年12月28日
③ 平成19年7月31日
④ 平成19年12月28日
⑤ 平成20年7月31日
⑥ 平成20年12月29日

私は、A社でB職をしていたが、ねんきん定期便の平成18年9月1

日から19年9月1日までの標準報酬月額及び18年12月、19年7月、同年12月、20年7月、同年12月の標準賞与額は、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う報酬額と相違しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②から⑥までの標準賞与額に係る記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から⑤までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑥については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人が提出した給与支払明細書及び賞与支払明細書並びにA社が提出した賃金台帳により、申立人は、平成18年9月1日から19年9月1日までの期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、18年12月28日、19年7月31日、同年12月28日及び20年7月31日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額及び標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書において確認できる給与総支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年9月から19年7月までは24万円、同年8月は26万円に訂正することが必要である。

また、申立人の標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払明細書において確認できる賞与総支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年12月28日及び19年7月31日は18万5,000円、同年12月28日は21万円、20年7月31日は18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の担当者は退職しており、資料も残っていないことから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額及び標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから行ったとは認められない。

一方、平成 20 年 12 月 29 日については、上記の賞与支払明細書及び賃金台帳により、当該期間に係る標準賞与額（21 万 5,000 円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を 21 万 5,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 23 日まで
私は、中学校を卒業後に、父が勤務していたA社に正社員として入社し、昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 22 日まで勤務していた。C氏の下でD業務等を手伝っていたが厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、正社員としてC氏の下で勤務したと述べている。

しかし、申立人は、自身の申立期間当時の勤務状況について、「手伝い、小僧、見習、手元であった。」と述べているところ、A社の複数の同僚は、申立期間当時、入社後1年から2年は、正社員ではなく見習又はそれに相当する期間があったとした上で、その期間は同社が社会保険手続を行っていなかった旨を供述している。これらの同僚が記憶している入社日と、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日とは、1年弱から2年弱相違していることが確認できる上、約3年勤務していながら被保険者記録が確認できない者もいることから、同社では雇用形態等により、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の役員であった1名は、同社の書類等は保管されていない旨を回答している上、申立人が上司であったと記憶しているC氏及び同社の申立期間当時の同僚からも申立人の同社における雇用形態、在籍期間及び給与からの厚生年金保険料の控除等をうかがえる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人は、申立人の父について、A社で正社員として申立期間

前後の長期間にわたり勤務していたと記憶しているが、申立人の父の会社における在籍について証言は得られたものの、担当していたE業務の者は同社の請負であった旨の証言もある上、申立人の父の会社における厚生年金保険被保険者資格は申立期間より前に喪失しており、申立期間及びこれ以後において同社の被保険者記録は確認できないため、申立人の在籍期間を特定することはできない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、申立期間における上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、記載内容にも不自然な点は認められない。

このほか、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 3 月 25 日まで

私は、昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで A 県立 B 学校に臨時的任用職員として 6 か月ごとに雇用契約を更新しながら 3 年間勤務していたが、この間勤務形態に変わりは無かった。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 県教育委員会から提出された申立人に係る勤務記録カード及び人事異動通知書に、申立人の任用期間として昭和 62 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 63 年 3 月 25 日までの期間、と記載されていることから、申立人が申立期間において A 県立 B 学校の臨時的任用職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、A 県立 B 学校が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間中の昭和 62 年 5 月 1 日である上、県教育委員会教育長通知「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて（通知）」（昭和 63 年 4 月 1 日付け職第 17 号）により、A 県における臨時的任用職員の社会保険適用は 63 年 4 月 1 日からであることが確認できる。

また、申立期間において A 県立 B 学校に臨時的任用職員として勤務した同僚は、「昭和 61 年 4 月に A 県立 B 学校の担当者から厚生年金保険に加入できないと言われ、国民年金に加入した。厚生年金保険に加入できるようになったのは、63 年 4 月からだった。」と供述しているところ、当該同僚が A 県立 B 学校において厚生年金保険被保険者資格を取得した日は、

上記の通知により、臨時的任用職員を厚生年金保険被保険者の対象とした同年4月1日であり、申立人と同日となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 42 年 3 月 26 日まで
厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であった期間について、昭和 42 年 4 月 22 日に脱退手当金が支給されていることになっている。

しかし、脱退手当金を受給したとの記憶もないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失後、約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 5486 (事案 2473 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 10 日から 38 年 9 月 6 日まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 8 月まで
③ 昭和 59 年頃から 62 年 10 月まで

私は、昭和 34 年 12 月 10 日から 38 年 9 月 5 日まで A 社に、46 年 4 月から 47 年 8 月まで B 社に、59 年頃から 62 年 10 月まで C 社にそれぞれ勤務していたが、これらの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、当該期間のうち、昭和 46 年 5 月 7 日から 47 年 3 月 17 日までの期間及び同年 4 月 20 日から同年 8 月までの期間に係る申立てについては、申立人は D 社における厚生年金保険被保険者であったと認めてほしいと申し立てしていたところ、同社は当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、事業主の所在が不明であり、申立人は同僚の氏名を正確に記憶していないことからこれらの者から供述を得ることができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認ができないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②においては、前述の期間を含めて B 社において E 職を行っていたと主張している。

しかし、B 社の当時の事業主及び同僚 4 名に文書照会を行ったところ、全員が申立人のことを記憶していないことから、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、事業主を含む 4 名は、当時の B 社の業務は、F 業務を行っており、

申立人が主張する業務は行っていなかったと回答している。

さらに、申立人はB社の1名の同僚の氏名を挙げているところ、オンライン記録では、当該同僚は、申立期間②に同社における厚生年金保険被保険者記録は無く、「私は、申立期間②当時は同社に勤務していなかった。申立人については、名前を聞いたことがあるかもしれないが、私が勤務していた時期に申立人が主張する業務を行っていたかについては記憶が無い。」と供述している。

加えて、申立期間②のうち、昭和47年3月17日から同年4月20日までの期間について、申立人にはB社とは別の事業所の厚生年金保険の被保険者記録があるところ、申立人は、「この期間は仕事が無かったため別の会社で働いた。」と供述している。

また、申立人は、申立期間②において国民健康保険に加入している上、当該期間のうちの一部期間については、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間②のうち、昭和46年5月7日から47年3月17日までの期間及び同年4月20日から同年8月までの期間について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、当時の複数の同僚が、「A社の同じ班で申立人と一緒に働いていた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A社の班の責任者の下で働いており、同社に採用されたという認識は無かった。給料は班の責任者の自宅に行き、この責任者から直接受け取った。」と述べているところ、申立人と同じ班に所属していた同僚の一人は、「給料は厚生年金保険に加入するまでは、班の責任者から受け取っていたが、厚生年金保険に加入後は会社から受け取っていたと思う。」と供述している。

また、現在のA社の事業主は、「当時、当社には、協力業者（下請業者）が数社入っており、班と呼ばれていた。協力業者の厚生年金保険の加入状況は不明だが、職人に対しては、各班の親方が会社から出来高による支払を受け、その中から職人に給料を支払っていたと聞いている。」と供述している。

さらに、申立人及び同僚は、A社の同じ班で働いていたとする同僚の姓を挙げているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にはこの姓に該当する同僚は見当たらない。

加えて、A社において申立人が所属していた班の責任者は既に死亡して

おり、申立人の勤務形態及び保険料控除について聴取することができない。

申立期間③について、申立人は、C社における派遣先であったとする、G県にある現場で働く際に受けた研修の資料を所持していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している現場の同僚は、「私は、現場責任者であったが、申立人のことは覚えていない。」と述べている上、申立人は、この同僚以外の者の氏名を覚えておらず、申立期間③に、C社の厚生年金保険の被保険者記録がある同僚6名に文書照会を行い、4名から回答があったが、全員が申立人のことを知らないとしていることから、申立人の勤務形態及び保険料控除について確認することができない。

また、C社は、「会社で作成した厚生年金保険資格取得台帳に申立人の記載は無いので、外注（下請業者）として勤務していたかも知れない。下請業者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間③において国民健康保険に加入している上、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月頃から同年 11 月 1 日まで
私は、公共職業安定所の紹介で昭和 55 年 5 月から A 社に B 職として勤務していたが、同年 11 月からの厚生年金保険の被保険者記録しかない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の直後に勤務した C 社が保管している申立人の職歴書から、申立人が昭和 55 年 9 月から A 社に勤務していたことは認められるが、申立期間のうち、同年 5 月頃から同年 8 月までについては、勤務実態を確認することができない。

また、昭和 55 年 9 月から同年 11 月 1 日までの期間について、申立人は、A 社の事業主及び同僚の名前を覚えていないことから、申立人の当該期間に係る保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者及び商業登記簿謄本に記載のある代表取締役に対して、同社における申立人の当該期間当時の保険料控除について照会したが証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月頃から 37 年 2 月頃まで
② 昭和 37 年 3 月頃から 44 年 9 月頃まで

私は、昭和 32 年に F 県に転居し、申立期間①は、D 町で A 社（現在は、B 社）において勤務していた。

また、申立期間②は、C 社が経営する複数の店舗において、G 職として勤務していた。しかし、年金記録によると、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の記録が欠落している。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社の同僚の名前を記憶しておらず、同僚から申立人の同社における勤務実態について証言等を得ることができない。

また、申立期間①当時、A 社において社会保険事務を担当していたとする者は、「会社が厚生年金保険の適用事業所となった際、保険料の負担を嫌い、加入を希望しない者が多かった。社員全員を加入させたわけではない。」と供述している。

さらに、B 社は、「申立期間①当時の資料は保管していないため、申立人の在籍については不明。」と回答している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①の被保険者整理番号に欠番は見当たらず、申立人の氏名も無い上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人は、C 社が経営する複数の店舗において G

職として勤務していたと主張しているが、日本年金機構E事務センターは、「C社は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。」と回答している。

また、C社に係る商業登記簿謄本において、同社の事業主を確認できたものの、当該事業主は、連絡先が不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について証言等を得ることができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から41年5月1日まで
私は、昭和36年7月1日から54年6月30日まで、A社B支社の管轄内のC支部に勤務していた。38年4月末でD職からE職に配置替えとなったが、同年5月1日から41年5月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者記録となっていない。途中で退職すること無く同支部に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間にA社B支社の管轄内のC支部に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、申立期間当時、支部内のE職は厚生年金保険に加入させていなかったが、昭和41年4月に、当時、各支部のE職として勤務していた従業員に対して改めて採用可否を決定し、採用が決定した時点から厚生年金保険の加入手続を行ったと回答している。

また、申立人は、E職は各支部に一人だったとしており、前任者からの引継ぎも後任者への引継ぎも無く退職したと述べており、申立人の前任者及び後任者の氏名を記憶しておらず、C支部の同僚に照会したが、申立人の前任者及び後任者の氏名を記憶している者はいない上、当時の同支部長は既に死亡しており、当時の状況が確認できない。

さらに、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
私は、A社を昭和 46 年 10 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、資格喪失日が同年 11 月 1 日でなく、同年 10 月 31 日となっている。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 10 月 31 日にA社を退職したと主張している。
しかしながら、雇用保険の記録及びオンライン記録において、申立人の離職日（昭和 46 年 10 月 30 日）の翌日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和 46 年 10 月 31 日）となっており、これらの記録は合致していることが確認できる。
また、申立人は同僚の記憶も無いことから、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後 49 人のうち、連絡先が判明した 8 人に照会をしたが、申立人の在籍に関する証言は得られず、申立人の勤務実態を確認することができない。
さらに、A社は、「申立人の申立期間に係る人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の退職日及び被保険者資格の喪失日を確認することができない。」と回答している。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から29年7月頃まで

私は、昭和23年頃から29年7月頃まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は、24年1月1日から同年5月1日までとなっている。入社後しばらくは見習であったと思うが、同年5月1日から29年7月頃までの期間については被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期に退社したとして名前を挙げた同僚は、「私は、昭和28年6月頃から29年10月頃までA社に勤務していたと思う。申立人は、私より前から勤務していたと思うが、一緒に退社した。」と証言していることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げたほかの同僚9名のうち、4名は住所不明、2名は死亡、1名は病気のため回答不可であり、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない上、残り2名（申立人の長兄を含む。）は、申立人の勤務期間について記憶が曖昧であり、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、前記の同僚10名のうち、前述の申立人が同時期に退社したとして名前を挙げた同僚は、A社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同僚6名が申立人と同じ昭和24年5月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、住所不明のため、申立人の資格喪失後の勤務実態及び保険料控除について証言を得ることができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人のA社における資格喪失日は昭和24年5月1日と記載されており、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

また、A社は、昭和45年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、代表取締役も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
私は、高校の求人募集により、昭和 43 年 4 月 1 日にA社に入社し、47 年 7 月 31 日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、43 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の記録が欠落している。この期間を調査し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日の昭和 43 年 5 月 1 日となっているところ、申立期間当時の同社の社会保険事務担当者は、「従業員の厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させていた。」と供述している。

また、申立人と同様に、高校を卒業後、新卒で同期入社した同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日の昭和 43 年 5 月 1 日であることが、オンライン記録から確認できる。

さらに、高校を卒業後、新卒でA社に入社したとする複数の同僚は、「A社には、試用期間があった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 1 月 25 日から 35 年 7 月 1 日まで

私は、A社B支店に昭和 26 年 1 月 25 日に入社し、35 年 7 月 1 日にC社に異動となるまでD職として勤務していた。臨時職員として入社し、後に正社員になったと思うが、厚生年金保険の記録を見るとA社B支店に勤務していた全ての期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、家主だったA社B支店の総務担当者の紹介で同社B支店に臨時職員として入社し、後に正社員として勤務したと主張している。

しかし、申立期間当時、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において記録のある同僚は、「申立期間当時、臨時職員は日雇労務者であり、申立人と同じ雇用形態の人が複数いた。日雇労務者は日給月給制で厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している。

また、別の同僚は、「現場作業員は臨時職員として採用され、何年もたってから厚生年金保険に加入させていたようだ」と先輩から聞いたことがある。」と証言している。

さらに、申立人は上記の総務担当者の氏名について姓しか記憶していないため照会することができず、申立期間当時の事業主及び社会保険の事務を担当していたとされる同僚は所在不明のため、当時の状況を確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間において、申立人の名前は確認できない。

また、A社B支店から、厚生年金保険被保険者資格の得喪に関する届出及び保険料控除について、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明との回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 48 年 6 月まで

私は、高校を卒業してすぐの昭和 44 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、48 年 6 月まで勤務していた。しかし、この期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、在籍していた期間は特定できないが、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、平成 2 年 2 月 6 日に B 社として厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B 社の事業主は、「当時の資料は全て破棄してしまっており、また、当時の事業主も既に亡くなっているため、給与から厚生年金保険料を控除していたかについては不明である。しかし、当社が厚生年金保険の適用事業所となったのが平成 2 年 2 月 6 日であるため、申立期間当時においては、従業員は国民年金に加入していたと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、B 社が適用事業所となった平成 2 年 2 月 6 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、申立期間に在籍していたとする同僚は、「2 年 2 月 6 日に会社が厚生年金保険に加入する前は、国民年金に加入し、自身で保険料を支払っていた。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していな

い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、前の会社に在職中、顔見知りだったA社の代表者から「会社は昭和 58 年 4 月から社会保険に加入するので入社してほしい。」と声がかかり、前の会社を同年 3 月に退社し、すぐにA社へ入社し、以後 62 年 4 月まで正社員として勤務していた。しかし、同社での厚生年金保険の資格取得日が 59 年 4 月 1 日となっている。入社の際から 58 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入しているはずなので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間について、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和 59 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、A社に勤務していた同僚は、「A社は有志で立ち上げた。当初は資金等に余裕が無かったことから、社会保険に加入していない。私は、会社が社会保険に加入するまでの間は、国民年金及び国民健康保険に加入していたし、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

さらに、A社の元事業主は既に死亡しており、事業所も適用事業所でなくなっていることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 1 日から 61 年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和 60 年 5 月 1 日から 61 年 9 月 30 日まで正社員として勤務していたが、当該期間のうち、60 年 5 月 1 日から 61 年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間の被保険者記録を確認し、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 61 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 61 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からの回答も得られないことから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、A社の社会保険事務を担当していた元取締役は、「申立人の厚生年金保険の資格取得及び保険料の控除については不明。」と供述している。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月頃から 29 年 1 月頃まで
私は、昭和 27 年 10 月頃から 29 年 1 月頃まで A 社に B 職として勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び A 社に係る申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の同僚の一人は、「A 社では入社と同時に厚生年金保険には加入していなかった。私が、同社で厚生年金保険に加入したのは、入社から 1 年以上たってからである。」と述べている。

また、申立期間及びそれ以降に A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得している者に確認したところ、全員が、入社したとする時期から 13 か月から 16 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及び同僚は、A 社の従業員数は 20 名ぐらいだったと述べているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の同社における被保険者数は 4 名から 10 名までの範囲で推移していることが確認でき、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についてうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月 1 日から 54 年 11 月 1 日まで
② 昭和 54 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 12 月途中に A 社に入社し、54 年 11 月 1 日に、同社の事業主が経営する B 社に異動した。このうち、50 年 1 月 1 日から 54 年 11 月 1 日までの期間は、厚生年金保険に加入していたはずであるにもかかわらず、年金記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B 社には、昭和 54 年 11 月 1 日から勤務していたにもかかわらず、同日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の回答及び申立人の具体的な供述から判断すると、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、同社は昭和 55 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記被保険者原票により、昭和 55 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した 10 名のうち、現在の所在が確認できる複数の同僚に申立期間①に係る保険料の控除について照会したが、資格取得日より前に厚生年金保険料が控除されていたとする者はいなかった。

さらに、申立人がA社に入社した昭和49年12月に、既に在籍し、かつ、申立期間①において同社に継続して勤務していたとする3名は、当該期間に係る国民年金保険料を全て納付している上、53年1月に同社に入社したとする1名も同年1月から55年3月までの国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

加えて、A社は、申立期間①当時の資料は廃棄しており、当時の事情は分からないと回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、同社は昭和54年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②当時は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記被保険者原票により、昭和54年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した9名のうち、所在が確認できる複数の同僚に照会したが、資格取得日より前における厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできなかった。

さらに、B社は、申立期間②当時の資料が無いため、当時の事情は分からないと回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月1日から48年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和48年9月1日から53年7月1日までの期間について、厚生年金保険第四種被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月1日から48年9月1日まで
② 昭和48年9月1日から53年7月1日まで

A社B工場のE職として、C学校に関わる業務を行っていた期間のうち、昭和47年10月1日から48年9月1日までの期間の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額よりも低額となっているが、支給されていた給料が下がった記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

また、昭和48年9月1日から53年7月1日までの期間は、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を自身で納めていたが、当該期間の標準報酬月額が低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「標準報酬月額が、申立期間前より下がっているのはおかしい。」として、当該期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、事業主が保管している申立人に係る社会保険被保険者原票には、申立人の報酬月額は、3万6,258円と記載され、当該期間の標準報酬月額が、3万9,000円から3万6,000円に変更された旨の記載があるところ、上記の報酬月額(3万6,258円)に相当する標準報酬月額は、3万6,000円であることが確認できる上、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が、A社B工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得した前後に、被保険者資格を取得した同僚の中には、申立人と同様に、標準報酬月額が下がっている者が複数いることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、A社B工場のほかの同僚と比較して著しく低額であるなどの事情も見受けられない上、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給料明細書等を所持しておらず、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納めていたが、当該期間の標準報酬月額が低額となっている。」として当該期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者債権管理簿には、申立期間②に係る標準報酬月額は3万6,000円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として3万6,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険第四種被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を納付していた当時の保険料納付額を記録した「第四種厚生年金保険料の控え」を自身で作成し所持していることから、当該保険料額を検証したところ、オンライン記録の標準報酬月額に見合う金額であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険法では、厚生年金保険第四種被保険者の標準報酬月額は、第四種被保険者資格取得前の最後の標準報酬月額によるものとするところ、申立人のA社B工場における被保険者資格の喪失時の標準報酬月額と第四種被保険者期間の標準報酬月額は、同額であることが確認できる。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したことを確認できる領収書等を所持しておらず、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険第四種被保険者としてその

主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 13 年 2 月 1 日まで

私は、平成 12 年 9 月から A 社（現在は、B 社）に勤務し、13 年 2 月に正社員になった。その際に、上司から「社会保険事務所（当時）から正社員になる前の期間も厚生年金保険に加入するよう注意を受けた。」と聞いたので、加入しているものと思っていたが、正社員になるまでの期間が被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管している申立人との基本契約書から、申立人が申立期間において、同社に在職していたことは確認できる。

しかし、B 社の担当者は、「基本契約の期間については、委託契約であったので、委託された業務の対価が支払われることとなっており、賃金が支払われるものではない。このため、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険には加入していない。厚生年金保険料も控除していない。」旨の回答をしている。

また、申立人と同期入社であり、同じ職種の同僚は、「平成 12 年 9 月から 13 年 1 月までの具体的な雇用形態は覚えていないが、請負契約で、その間について国民年金の支払通知が来ており、厚生年金保険料は控除されていない。」と述べている上、ほかの同僚は、「委託契約の期間は、個人事業主として契約しているので、国民年金に加入し、会社から厚生年金保険に加入する旨の連絡があつて初めて厚生年金保険に加入した。」と述べている。

さらに、B 社が保管する申立人に係る平成 13 年賃金台帳によると、同

年3月23日支払の給与から、初めて同年2月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 38 年 10 月から 40 年 2 月まで

私は、申立期間①は、A社が経営するB県C市にあったD事業所において、私を含む4人でI職をしていた。また、申立期間②は、E社が経営するF事業所でJ職をしていた。同事業所は、G県H市にあり、従業員は30人ぐらいだった。

しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間①及び②が被保険者期間になっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した当時の同僚からの年賀状により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該同僚がA社において被保険者資格を取得したのは、申立期間①より後の昭和38年11月29日であることが確認できる。

また、別の同僚は、「私は、昭和35年8月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは39年2月である。それまでの期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明のため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間①における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間においてE社に勤務していたことを確認できる具体的な供述等を得ることはできなかった。

また、申立人は、「事業所の開業に伴う募集があつて入社した。入社後しばらくの間は開業の準備をしていた。」としているところ、複数の同僚が、「事業所の開業は、昭和40年の5月か6月だった。」と供述している。

さらに、オンライン記録において、申立人とほぼ同時期に入社したとする同僚の資格取得日は昭和40年3月1日となっているほか、当該同僚が同時期に入社したとして挙げる他の同僚2名の資格取得日は同年3月1日又は同年5月1日であることが確認できる。

加えて、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在も不明のため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、申立期間②における厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月16日から22年4月20日まで
私は、A社に昭和21年12月16日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間になっていないことに納得できない。同社の採用辞令を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した採用辞令により、申立人は昭和21年12月16日からA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において被保険者記録があり連絡先が判明した2名に照会したところ、1名は「当時の記憶はほとんど無い。」と述べているが、もう1名は「同社には3年半ぐらい勤務していたが、被保険者期間は1年半ぐらいしかない。」と述べている。

また、A社は、昭和26年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の事業主の所在が不明のため、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人は昭和22年4月20日に資格を取得し、同年7月31日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、申立人を含む昭和22年4月20日にA社において資格を取得した5名に対して、同年4月28日に連続した番号で記号番号が払い出されていることが確認できることから

判断すると、同社の事業主は、同年4月20日を当該5名の厚生年金保険被保険者の資格取得日として社会保険事務所（当時）に届け出たものと考えられる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 5503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年から 48 年 5 月頃まで

厚生年金保険の記録によると、A社で勤務していた期間の被保険者記録が無い。同社はB市に本社があり、私は同社C支店でD職として勤務していた。社長の名前も覚えていないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社C支店で勤務していたと述べている。

しかし、申立人が名前を挙げた複数名の同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できない。

また、A社の現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も存在しないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録がある 11 名の元従業員のうち、回答のあった 6 名は申立人のことを知らないと供述していることから、申立人の同社における勤務実態を確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月頃から 44 年 7 月頃まで
私が、昭和 43 年 4 月頃から 44 年 7 月頃まで A 社に勤務していた期間が、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する A 社の所在地及び当時の事業主の氏名が、同社の閉鎖登記簿謄本の記載内容と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の閉鎖登記簿謄本に記載されている代表取締役については、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は無く、既に死亡しており、その他の役員についても連絡先が不明であり、これらの者から供述を得ることができない。

さらに、申立人の記憶する同僚についても連絡先が不明であり、これらの者から供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 12 日から 34 年 6 月 12 日まで
私は、定時制の高校に通いながら、昭和 33 年 6 月に A 社に入社した。当初、同社での厚生年金保険被保険者記録は無かったが、年金事務所に申立てを行ったところ、34 年 6 月 12 日から 35 年 7 月 21 日までの期間の記録は認められた。しかし、同社に入社したのは 33 年 6 月であり、1 年間の誤差がある。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚が、「申立人は、昭和 33 年から 35 年ぐらいまで A 社に勤務し、自分と同じ業務を行っていた。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の同僚が A 社に入社したとする時期と厚生年金保険の資格取得日は、1 年程度相違している上、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、入社した時期と厚生年金保険に加入した時期が数箇月相違すると供述をしていることから、同社においては、社員について入社から一定期間を置いて厚生年金保険に加入させていた状況がみられる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において記載されている申立人の A 社における資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同

社における申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。